

居宅介護支援重要事項説明書

< 2024 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話： 048（598）2550（月～金曜日 午前9：00 ～ 午後5：40 まで）

* ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 居宅介護支援事業所の概要

事業者

<事業者名> 一般社団法人 深谷寄居医師会

<所在地> 埼玉県深谷市国済寺319番地3

<代表者名> 会長 黒屋 信隆

<事業所名> 深谷市在宅介護支援センターFOMA・なごみ

居宅介護支援事業者

（事業所番号） 1174600039

<事業所所在地> 埼玉県深谷市新戒413番地1 048（598）2550

<受任者> 管理者 小暮 雅代 ㊟

（1）通常の事業の実施地域 深谷市 *深谷市以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）営業時間 午前9：00 ～ 午後5：40 （土日祝日、12/30～1/3を除く）

①管理者 1名

②介護支援専門員 法令に基づく員数（内1名は管理者兼務）

3. 利用料金

（1）利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、当事業所への支払いはありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、サービス提供書を発行いたします。このサービス提供書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。（所得に応じての負担割合になります。）

* 地区別単価（1単位あたり）深谷市（10.21）金額換算事に生じる小数点以下の端数は切り捨て

【月 額】※自己負担無し

居宅介護支援費	要介護1又は要介護2	11088円
	要介護3、要介護4又は要介護5	14406円
加 算	初回加算	3063円
	特定事業所加算(Ⅱ)	4298円
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2552円
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2042円
	退院退所加算(Ⅰ)イ	4594円

	退院退所加算（Ⅰ）ロ	6 1 2 6 円
	退院退所加算（Ⅱ）イ	6 1 2 6 円
	退院退所加算（Ⅱ）ロ	7 6 5 7 円
	退院退所加算（Ⅲ）	9 1 8 9 円
	通院時情報連携加算	5 1 0 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 4 2 円
	ターミナルケアマネジメント加算	4 0 8 4 円

（２）解約料

利用者のご都合により解約したい場合は、介護保険の円滑な給付手続きもごさいますので、できるだけ速やかにご連絡ください。解約料はいただいております。

（３）その他

支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、月初めに前月分の請求をいたしますのでお支払い下さい。領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込または、現金支払いです。

（４）当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙 2-1 のとおりです。

４．サービス内容に関する苦情

（１）当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

☆ サービス相談窓口 ☆	
電話番号：0 4 8（5 9 8）2 5 5 0	（直通）
0 4 8（5 8 7）4 7 5 3	（代表）
受付時間 月～金曜日 午前 9：0 0～午後 5：4 0	
緊急時 事業所専用携帯 0 9 0－3 4 3 2－5 4 3 8	

（２）その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所 長寿福祉課	電話 0 4 8（5 7 4）8 5 4 4（直通）
大里広域市町村圏組合 介護保険課 管理係	電話 0 4 8（5 0 1）1 3 3 0（直通）
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	電話 0 4 8（8 2 4）2 5 6 8（直通）

５．ハラスメントの防止

（１）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

（２）利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ③介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

6. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援専門員の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供や継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該事業継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- （１） 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- （２） 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１） 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- （２） 従業者に対する虐待防止の啓発、普及するための研修を実施しています。
- （３） 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 管理者
- （４） 成年後見制度の利用を支援します。
- （５） 苦情解決体制を整備します。
- （６） サービス提供中、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。